

## 関係法令等の動向について

### 1 関係法令等の動向

#### (1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正 (H29.3) 【別冊1】

- ・「一般客室」の設計標準の追加、トイレの機能分散、その他記述の充実や構成の整理

#### (2) 「交通バリアフリー基準」「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン(旅客施設編・車両等編)」改正 (H30.3) 【別冊2】

##### ア 交通バリアフリー基準(移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令)

- ・移動等円滑化経路(バリアフリールート)の最短経路化
- ・大規模な鉄道駅についてのバリアフリールートの複数化
- ・乗り継ぎルートのバリアフリー化及び最短経路化
- ・利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化
- ・多機能トイレを前提とした規定から、機能分散配置へ
- ・駅ホーム縁端の誘導用ブロックの内方線付きとすることを義務化
- ・ブロックの形状をJIS規格に統一
- ・車椅子スペースを1列車1箇所以上から、1列車2箇所以上へ

##### イ ガイドライン

- ・別事業者の乗降場との乗り継ぎ円滑化の推進
- ・エレベーターの大きさの目安の記載
- ・エレベーターへの「優先マーク」設置を推進
- ・ホームから車両へ介助なしで単独で乗降できるように段差、隙間を解消することを標準化
- ・通勤型車両の車椅子スペースについて通勤型車両については利用状況に応じて1車両1箇所以上を標準化

#### (3) 「バリアフリー法」等改正 (H30)

##### ア バリアフリー法改正【別冊3-1】

- ・理念規定/国及び国民の責務(共生社会の実現・心のバリアフリー)
- ・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進(職員研修・計画作成)
- ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化(マスタープラン制度・協定制度)
- ・その他施策の充実(貸切バス等の基準適合・情報提供の努力義務・取組みの行う会議設置)

##### イ 「バリアフリー法施行令」改正 (H30) 【別冊3-2】

- ・床面積2,000㎡以上、客室数50以上の宿泊施設の車椅子利用者用客室の設置基準を「1以上」から「100分の1以上」に

#### (4) 「ホテルまたは旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」作成 (H31.3) 【別冊4】

- ・床の滑りに係る評価指標及び評価方法、多機能便房における利用者の集中回避、車いす使用者の利便性向上に資する機能分散の考え方等について記述を充実。
- ・バリアフリーの観点からの優良な設計事例、応急仮設住宅におけるバリアフリー化の取り組み事例等を紹介。

#### (5) バリアフリー基本構想等の作成に関するガイドラインの作成 (H31.4) 【別冊5】

- ・既存の基本構想及びマスタープランに関するガイドブック及びマニュアルの統合・見直し
- ・都道府県が効率的・効果的な関与を行う際に参考となる市町村の意見や事例を追加

## 2 周辺自治体の動向

### (1) 東京都の建築物バリアフリー条例改正 (H30) 【別冊6】

- ・本県の条例では4章に該当するバリアフリー法委任規定において、一般客室の基準を設けた。(客室の出入口幅 80cm 以上、客室内の便所・浴室等の出入口幅は 70cm 以上、客室内に階段、段を設けない。)

### (2) 横浜市のマニュアル改正 (H30.12) 【別冊7】

- ・H29.3 の建築設計標準改正(前述の1(1))と整合性を図ることなどを目的として、「便所」や「ホテル又は旅館の客室」等の項目を中心に改正。
- ・改正ページのみ抜粋した増補版と改正後の全体版を作成。

## 3 その他

### (1) 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」のとりまとめ (H29.2) 【別冊8】

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)を契機とした共生社会の実現に向け、様々な障がい者団体等の参画を得て平成29年2月に閣議決定された計画である。国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組み(心のバリアフリー分野)と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組み(街づくり分野)の2分野からなる。

## 参考資料 別冊

※【 】内は引用元

### 【 目 次 】

1	建築設計標準の改正について (H29. 3. 31 記者発表資料) . . . . .	1
	【国交省HP <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000658.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000658.html</a> 】	
2	「交通バリアフリー基準」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」の改正について (H30. 3. 30 記者発表資料) . . . . .	6
	【国交省HP <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000176.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000176.html</a> 】	
3-1	バリアフリー法改正について (H30. 2. 9 記者発表資料) . . . . .	9
	【国交省HP <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000173.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000173.html</a> 】	
3-2	改正バリアフリー法・施行令の施行期日について (H30. 10. 16 記者発表資料) . . . . .	11
	【国交省HP <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001000750.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001000750.pdf</a> 】	
4	ホテル・旅館における建築設計標準（追補版）の公表について (H30. 3. 29 記者発表資料)	12
	【国交省HP <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000778.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000778.html</a> 】	
5	バリアフリー基本構想等の作成に関するガイドラインの作成について (H30. 3. 30 記者発表資料) . . . . .	18
	【国交省HP <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000199.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000199.html</a> 】	
6	東京都建築物バリアフリー条例 改正内容 . . . . .	20
	【東京都HP <a href="http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bfree/jourei_kaisei_310329.html">http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bfree/jourei_kaisei_310329.html</a> 】	
7	横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改正について . . . . .	28
	【横浜市HP <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/seibikijun/shisetsu-sebi/manualkaisei201812.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/seibikijun/shisetsu-sebi/manualkaisei201812.html</a> 】	
8	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（概要） . . . . .	31
	【内閣官房HPの会議資料より抜粋 <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/renrakukyogikai/dai4/siryou3.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/renrakukyogikai/dai4/siryou3.pdf</a> 】	

平成 29 年 3 月 31 日  
住宅局建築指導課

## 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

国土交通省は、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、本日、バリアフリー設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正いたしました。

### 1. 改正の目的と主な内容

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を策定しています。

前回の建築設計標準の改正から4年が経過し、その間、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催決定や、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加、高齢化の進行など、社会情勢は大きく変化しており、建築物の一層のバリアフリー化が求められています。

このような背景から、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、建築設計標準の次の内容を中心に、改正を行いました。

- ① 宿泊施設について、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した「一般客室」の設計標準の追加、既存建築物における改修方法の提案、ソフト面での配慮等の記述の充実
- ② 車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備等について、一層の機能分散を図るとともに、小規模施設・既存建築物における整備を進めるための記述の充実
- ③ 建築物の用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
- ④ 設計者等にとってわかりやすい内容とするための構成等の整理

### 2. 添付資料

(別紙) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正概要

※ 改正した建築設計標準(本文)は、以下のURLに掲載しております。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html)

### 3. パブリックコメントの結果

建築設計標準の改正に係るパブリックコメントの結果、合計136件の意見が寄せられました。

※ パブリックコメントの結果については、電子政府の総合窓口(e-Gov)中「結果公示案件詳細」をご参照下さい。電子政府の総合窓口：<http://www.e-gov.go.jp/>

問い合わせ先	国土交通省住宅局建築指導課	企画専門官	藤原(内線 39-520)
		係長	中村(内線 39-542)
	代表：03-5253-8111	直通：03-5253-8513	FAX：03-5253-1630

# 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成28年度版）の改正概要

- 「建築設計標準」は、バリアフリー設計のガイドラインとして、平成19年度に作成。新たな機器の普及や技術の進展、障害者団体等からの要望を反映させるため、これまで5年ごとに改正を実施。
- 2020年東京大会での国内外からの来訪者の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー化にも取り組む必要があることから、改修の観点などを盛り込むため、1年前倒して「建築設計標準」を改正（1/23～2/28パブリックコメント実施。）する。

## 現状の課題

- ホテル客室（新築）
  - ・車いす使用者用客室は一般客室に比べ約1.4倍の面積※である
  - ・高齢者、障害者等の外出・旅行等の機会の増加から、より多くの利用可能なホテル客室が必要
  - ・一方で、インバウンド増加の対応のためには、より多くの客室数を確保することも必要
    - 客室数を確保しながら、客室のバリアフリー化を促進する必要がある
- ホテル客室（既存）
  - ・客室の面積が小さいことや、浴室・便所の出入口の幅が狭く、段差があることから車いす使用者等が利用しにくい
  - ・一方で、改修にあたって、面積や水回り配管の位置・スペースの確保に関する制約が多い（日本のホテルの特徴）
    - 様々な制約を解決しながら改修を促進する必要がある

- トイレ
  - ・多機能トイレの普及により、多機能トイレへ利用者が集中し、本来必要とする車いす使用者等がトイレを使用しづらい状況
    - 多機能トイレの利用集中を解消する必要がある
  - ・高齢者、障害者等が使用できるトイレの数が少ない
    - 既存トイレの改修を促進する必要がある

※日本ホテル協会及びシティホテル連盟へのアンケート調査による結果（ツインタイプの客室）

## 主要改正事項

- ① ホテル客室のバリアフリー化の促進
  - ・バリアフリーに配慮した「一般客室」の設計標準の追加
  - ・既存ホテルの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案
- ② トイレのバリアフリー化の促進
  - ・多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能トイレの分散配置を促進
  - ・既存トイレの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案
- ③ その他改正事項
  - ・用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
  - ・設計者等にとって分かりやすい内容とするための記述内容の充実

# ① ホテル客室のバリアフリー化の促進

○ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、今後、国内外から多くの来訪者が見込まれるため、宿泊施設のバリアフリー化が求められている。このため、ホテル客室の記載を充実し、ホテル客室のバリアフリー化を促進する。

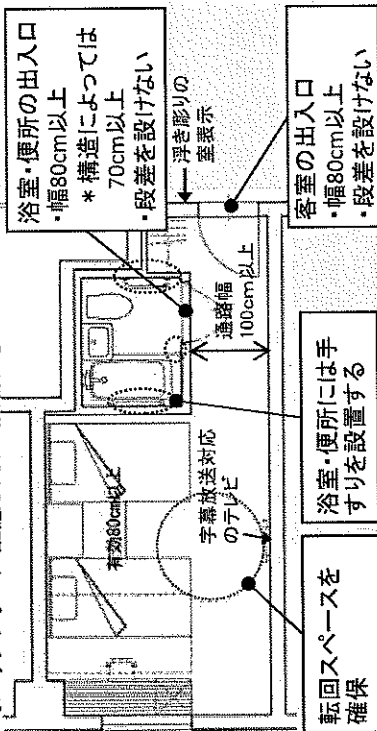
バリアフリーに配慮した「一般客室※1」の設計標準  
一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、「一般客室」のバリアフリーへの配慮について設計標準を新たに追加

○ 一般客室(新築)におけるバリアフリーの問題点

- ・ユニットバスの出入口の幅が狭い  
(参考)出入口の幅65cm未満が約6割※2
- ・客室内が狭く車いすの転回スペースが確保できていない  
(参考)客室(ツイン)の平均面積約27.2m<sup>2</sup>

○ 一般客室の標準的な規模で実現可能なバリアフリー対応について規定

＜バリアフリーに配慮した「一般客室」の事例(ツイン客室 25m<sup>2</sup>程度)＞

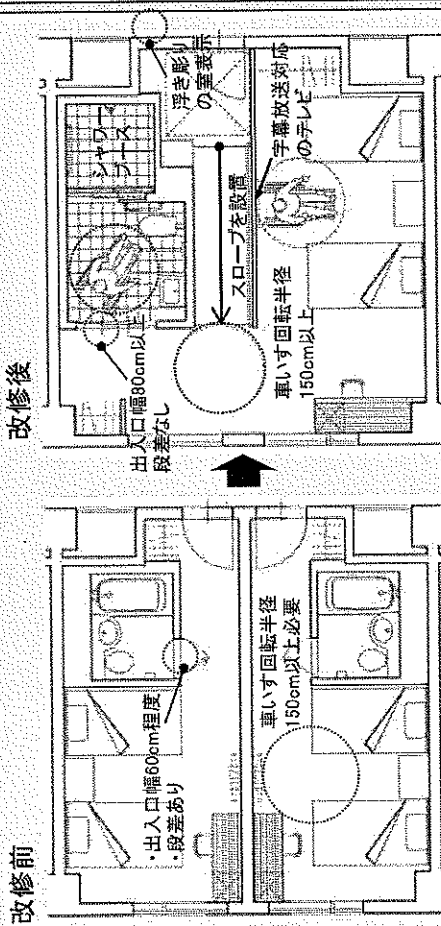


※1 車いす使用者用客室(通称:ユニバーサルルーム等)以外の客室  
※2 日本ホテル協会及びシティホテル連盟へのアンケート結果

車いす使用者用客室(ユニバーサルルーム等)への改修

既存のホテルにおける車いす使用者用客室の整備が進むよう、効果的な改修方法を提案

＜2室を1室に改修し、車いす使用者客室を整備する例＞



- ▶ ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない
- ▶ ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない
- ▶ 客室内の通路幅が狭く、車いすが回転できない
- ▶ 出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすが進入・回転が可能に
- ▶ スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすで進入可能に
- ▶ 客室内においてスペースを設けることにより、車いすが回転可能に

適切な情報提供  
施設運営者はホームページ等での事前の情報提供(車いす使用者用客室の有無やその仕様、一般客室における障害者等への配慮の内容、備品の貸し出し等)に関する基本的な情報)及び利用者からの情報入手に努めるよう要請

## ② トイレのバリアフリー化の促進

○ 多くの国内外からの来訪者を受け入れるにあたって、高齢者、障害者等が円滑に利用できるトイレの整備が求められる。このため、トイレの機能分散を図るとともに、バリアフリー改修を促進し、より多くの施設におけるトイレのバリアフリー化を促進する。

### 個別機能の分散配置を促進

○ 多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能の分散配置を促進

#### 多機能トイレ

- 必要な設備等
- 車いす使用者 … 回転スペース、大型ベッド等
  - オストメイト … 汚物流し等
  - 乳幼児連れ … 乳幼児用いす、おむつ交換台等

施設の用途や利用状況を勘案し、  
障害者等に必要な各設備を個別機能トイレへ分散  
設計上の工夫により対応

車いす使用者  
用トイレ

回転スペース  
大型ベッド等



オストメイト用  
設備を有する  
トイレ

汚物流し等

乳幼児連れに  
配慮した設備を  
有するトイレ

乳幼児用いす  
おむつ交換台

○ 小規模施設や、面積・構造の制約が多い改修の場合には、利用者ニーズ等を考慮した上で、「多機能トイレ」と「簡易型機能トイレ」の組み合わせにより、可能な限り機能分散を図る

### 既存トイレのバリアフリー改修方法の充実

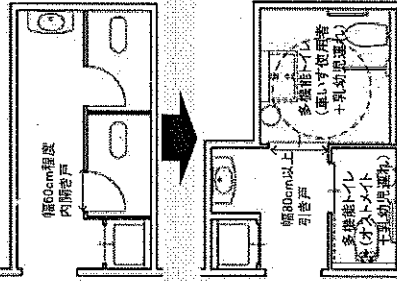
既存建築物におけるトイレのバリアフリー化が進むよう、便房の数や配置の工夫等、効果的な改修方法を提案

#### 改修前

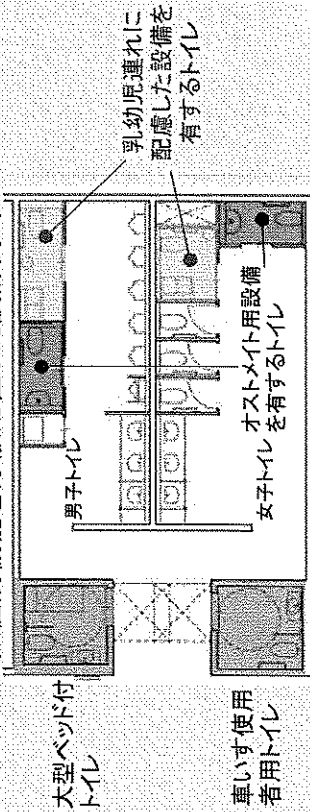
- 出入口の幅が狭いため、車いすで進入できない
- 便房内のスペースが狭く、内開き戸のため、車いすで進入できない

#### 改修後

- 出入口幅、回転スペースを確保することにより、車いすで進入可能に
- 便房内においてスペースを設け、引き戸にすることで、車いすで進入可能に



### ＜ 個別機能分散配置した設計例 ＞


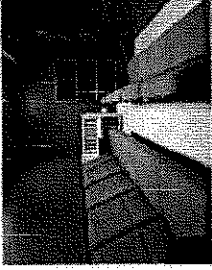



### ③ その他の改正事項

○ 建築物のバリアフリーについて、設計者をはじめ、建築主、施設管理者等の理解がより一層進むよう、建築物の用途別の計画・設計のポイントについて記載の充実を図り、また、設計者等の理解が深まるよう、建築設計標準全体の記述内容の充実を行う。

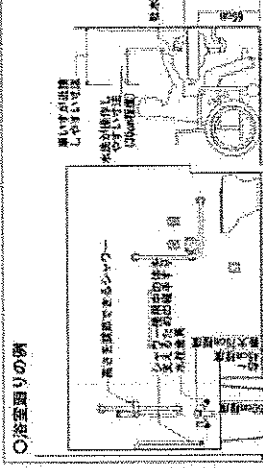
#### 用途別の計画・設計のポイントの記述の充実

< 追記した記述の例 >

学校	災害時に避難所となる 学校施設には、車いす 使用者トイレ等を設 置することが望ましい	 車いす使用者用トイレ
劇場・ 競技場	乳幼児連れ、知的障害 者、発達障害者、精神 障害者等に配慮して、 「区画された観覧室」を 設けることを検討する	 親子観覧席
ホテル	聴覚障害者等への情 報伝達が円滑に行える よう、携帯端末の貸し 出しを検討する	 携帯端末

#### 設計者等にとってわかりやすい内容とするため の記述内容の充実

- 高齢者、障害者等のニーズを具体化し、バリアフリーの必要性に関する記述を充実  
(例)・知的・発達・精神障害者等への異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっている
- 図版をわかりやすく修正  
(例)・客室における浴室の断面図を追加し、高さに関する情報を充実



○浴室廻りの例

- ハード面での対応だけでは困難な場合のソフト対応  
(案内、機器貸出し、情報伝達等)について記述を充実

- (例)・視覚障害者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、見つけやすい位置の客室に案内することが望ましい。
- ・便所、浴室等の備品(浴室用車いす、補高便座等)、室内信号装置、電話機等を貸し出すことが望ましい。
- ・非常時対応のため、従業員による障害者等の宿泊状況の把握

- バリアフリー条例の一覧を追加し、地方公共団体の取り組みを紹介



平成 30 年 3 月 30 日

総合政策局安心生活政策課

## 駅等における移動等円滑化経路の複数化、エレベーターの複数化・大型化、鉄道車両における車椅子スペースの増設等を推進します！

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会における検討及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「交通バリアフリー基準※」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」を改正しました。

※移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準・ガイドラインについて、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、平成 29 年度中に改正作業を行うこととされているところ、国土交通省では、平成 28 年 10 月に学識経験者、高齢者、障害者等関係団体、事業者団体等の参画を得て「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」を設置し、これまでに検討を行って参りました。

今般、この検討結果及びパブリックコメントの結果を踏まえ、交通バリアフリー基準及びガイドラインを改正するものです。

### 【本基準等の趣旨】

- 交通バリアフリー基準に定めた内容は、公共交通事業者等による旅客施設の新設等や車両等の新規導入の際に、適合が義務付けられることになるとともに、既存の施設等についても適合の努力義務が課されることとなります。
- また、公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドラインに定めた内容については、旅客施設や車両等の整備のあり方を具体的に示した目安となります。

### 【主な改正項目】※具体の改正概要については別添参照

- (1) 駅等における移動等円滑化経路(バリアフリールート)の最短化・複数化について
- (2) 乗降場間の乗継ぎルートのバリアフリー化について
- (3) 旅客施設に設けるエレベーターのかごの大きさ等について
- (4) トイレのバリアフリー機能の分散について
- (5) プラットフォームからの転落防止について
- (6) プラットフォームと鉄道車両床面の段差及び隙間の解消について
- (7) 鉄軌道車両の車椅子スペースについて

### <問い合わせ先>

総合政策局 安心生活政策課 佐藤、渡部、武井  
代表：03-5253-8111（内線 25503、25514）  
直通：03-5253-8306 FAX：03-5253-1552

# 交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しについて

別添

## 現状

## 対応の内容

駅等におけるバリアフリールートの最短化・複数化について

- バリアフリールートが1ルートのみであること等により、高齢者、障害者等が車両等に乗降する際に、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされるケースが存在。  
※現行基準：1ルート以上

- バリアフリールートの最短経路化を義務付け【省令】
- 大規模な鉄道駅については、バリアフリールートの複数化を義務付け【省令】

乗継ぎルートのバリアフリー化について

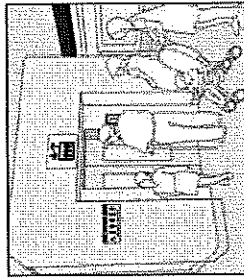
- 高齢者、障害者等が乗継ぎの際、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされるケースが存在。  
※現行基準：規定なし

- 乗継ぎルートについてバリアフリー化し、かつ、当該ルートの最短経路化を義務付け【省令】
- 別事業者の乗降場との乗継ぎ円滑化も推進【ガイドライン】

エレベーターがごの大きさ等について

- 高齢者、障害者等がエレベーターの前で待たされ、エレベーターの利用までに著しく長時間を要するケースが存在。  
※現行基準：カゴの大きさ11人乗り以上

- 旅客施設の利用の状況に応じたエレベーターの複数化・大型化を義務付け【省令】
- エレベーターの大きさを決定する際には、以下の表を参照【ガイドライン】
- 障害者、高齢者等の「優先マーク」設置を推進【ガイドライン】



### <エレベーターの大きさ>

最大定員[人]	かこの内方幅[cm]	かこの内方奥行き[cm]	備考
11	140	135	
13	160	135	
15	160	150	
17	180	150	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン
20	200	135	において標準とされる整備内容
20	180	170	
20	200	150	
24	200	175	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン
	215	160	において推奨とされる整備内容

必要に応じて上記以上の大きさも考慮。

### <優先マークの例>

優先エレベーター

必要とされる方におゆくりください

# 交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しについて

## 現状

トイレのバリアフリー化について

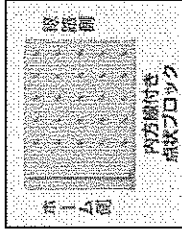
- 多機能トイレを必要とする方が利用したいときに利用できない。  
※現行基準：1以上の便房を多機能化

- 多機能トイレを前提とした規定から、トイレのバリアフリー機能※を複数の便房へ分散配置することができるように規定を見直し【省令】  
※車椅子に対応した広いスペース等、オストメイト

ホームからの転落防止について

- 視覚障害者のホームからの転落事故を防止していく必要。  
※現行基準：ホームドアが設置されていないホームには点状ブロックを敷設

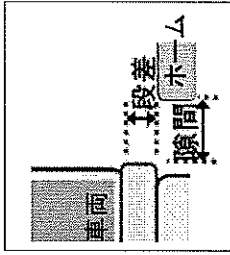
- 鉄道駅ホームの縁端に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する際は、内方線付き点状ブロックとすることを義務付け【省令】
- ブロックの形状について、JIS規格に統一【省令】



プラットフォームと鉄道車両床面の段差及び隙間の解消

- プラットフォームと車両床面に段差及び隙間があるため、車椅子使用者等が乗降する際には渡り板等が必要となり、駅員等の介助なしに単独で乗降することができないケースがほとんど。  
※現行基準：段差・隙間はできる限り平ら・小さいものであること

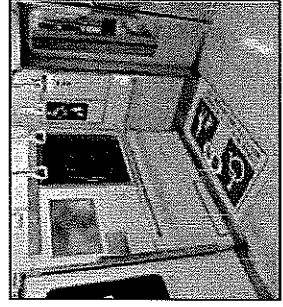
- 軌道がコングリット構造であるなど一定の場合において、車椅子使用者が介助なしに単独で乗降できるように段差・隙間を解消することを標準化【ガイドライン】
- 鉄道の安全を確保しつつ、車椅子使用者等が単独で円滑に乗降できる段差・隙間等の要件等について、平成30年度に専門的な調査研究を実施。その結果を踏まえ、基準及びガイドラインへの反映を改めて検討



鉄道車両の車椅子スペースについて

- 新幹線等について、車椅子スペースが満席の場合乗車できないケースや、同スペースが狭く利用しづらいケースが存在。
- 通勤型車両について、車椅子スペースが不足し、乗りたい列車に乗れない等のケースが存在。  
※現行基準：1列車1箇所以上（参考「通勤型車両」…つり革等を用いた乗車が想定されている車両。）

- 車椅子スペースを現行の1列車1箇所以上から、1列車2箇所以上とすることを義務付け【省令】  
※併せて、車椅子スペースについて、大きさ及び他の旅客等の通行に支障のない通路幅を具体化【通達】
- 通勤型車両については、利用の状況に応じ1車両1箇所以上とすることを標準化【ガイドライン】



平成 30 年 2 月 9 日

総合政策局安心生活政策課

**「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定**  
～ 「行きたい」を「行ける」社会にするため、取組を強化します ～

2020 年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

## 1. 背景

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、全ての国民が共生する社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進めることが必要となっております。

## 2. 概要

### (1) 理念規定／国及び国民の責務

○理念規定を設け、バリアフリー取組の実施に当たり、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化

○国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、「心のバリアフリー」の取組を推進

### (2) 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

○エレベーター、ホームドアの整備等のハード対策に加え、駅員による旅客の介助や職員研修等のソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに提示

○公共交通事業者等に対し、自らが取り組むハード対策及びソフト対策に関する計画の作成、取組状況の報告及び公表を義務付け

### (3) バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

○市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定める「マスタープラン制度」を創設

○近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定（承継効）制度及び容積率特例制度を創設

### (4) 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

○従来の路線バス、離島航路等に加え、新たに貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化

○従来の公共交通機関に加え、新たに道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化

○バリアフリー取組について、障害者等の参画の下、評価等を行う会議を設置

#### <問い合わせ先>

総合政策局安心生活政策課 安達、塚田、森岡、酒井

代表：03-5253-8111（内線 26-503、25-513、24-215）

直通：03-5253-8305

FAX：03-5253-1552

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性

《課題①：ハード・ソフト両面の課題》

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)  
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

《課題②：地域の取組の課題》

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分
- ※基本構想作成市町村数:  
 > 全市町村の約2割(294/1,741)  
 3千人/日以上の旅客施設のある市町村の約半数(268/613)  
 [H28年度末時点]

《課題③：利用し易さの課題》

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

《関連する政府決定等》

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法案の概要

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画\*の作成・取組状況の報告・公表  
 ※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



[研修の様子(介助の疑似体験)]

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設  
 (協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援(※予算関連))

【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(\*)の設定

※対象地区内  
 ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整  
 ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

当事者の参画する協議会の活用等により定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設
- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に



[バリアフリー対応のバス(介付バス)]

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



[遊覧船]

【目標・効果】高齢者、障害者や、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現

- 《KPI》利用者3,000人以上/日である旅客施設の段差解消率:87.2%(2016年度末)⇒約100%(2020年度)
- ・国が示す先進的な研修(様々な障害特性への対応充実等)を行う東京オリ・パラ大会関連交通事業者の割合:100%(2020年度)
- ・バリアフリーのマスタープランを定める市町村数:(新規)⇒300(2023年度)

平成30年10月16日

総合政策局安心生活政策課

## オリパラを契機とした共生社会の実現に向け、バリアフリー化を促進

第196回国会で成立した改正バリアフリー法の施行期日を定める政令及びバリアフリー法施行令の一部を改正する政令が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

改正バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号））が第196回国会で成立し、本年5月25日に公布されました。今般、法の施行の日を定めるほか、移動等円滑化促進地区における届出を要する行為等について定めます。また、あわせて、ホテル又は旅館における車椅子使用者用客室の設置基準を改めます。

### 2. 概要

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
法の施行期日を平成30年11月1日とします。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
  - ① 床面積の合計が2000平方メートル以上で、客室の総数が50以上のホテル又は旅館を建築（新築、増築、改築）する場合の車椅子使用者用客室の設置基準について、1以上から建築する客室総数の100分の1以上に改めます。
  - ② 認定協定建築物の容積率の算定に算入しないこととする床面積は、認定協定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、国土交通大臣が定めるものとします。
  - ③ 移動等円滑化促進地区における事前届出の対象となる、「移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為」について定めます。
  - ④ その他、所要の改正を行います。

### 3. 今後のスケジュール

公布：平成30年10月19日（金）

施行：平成30年11月1日（木）

※ただし、(2)①関係は平成31年9月1日、②関係は平成31年4月1日施行。

#### <問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 北村、玉木

電話番号 03-5253-8111（内線26503、25517）、03-5253-8305（直通）

F A X 03-5253-1552

平成 31 年 3 月 29 日  
住宅局 建築指導課

「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した  
建築設計標準（追補版）」の公表  
～多様なニーズに対応した客室モデルのバリエーションの追加等～

国土交通省は、ホテルや旅館の適切なバリアフリー化をより一層進めるため、本日、バリアフリー設計のガイドラインである「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」を作成・公表いたしました。

### 1. 背景

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、利用者、建築主、審査者、施設管理者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定しています。

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、我が国における急速な高齢化の進行、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加等を受け、ホテル又は旅館を含む建築物には、より一層のバリアフリー対応が求められています。

### 2. 主な内容

全国の建築物、特にホテルや旅館の適切なバリアフリー化をより一層進めるため、ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）を作成・公表しました。本ガイドラインでは、主に以下の項目について、従来の建築設計標準から記載の充実等を図っております。

- ① 車椅子利用者用客室設置数の基準見直しの反映
- ② 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加
- ③ 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加
- ④ 新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加

### 3. 添付資料

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）概要※

※本文は、以下のURLに掲載しております。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html)

問い合わせ先	国土交通省住宅局建築指導課	企画専門官 高木（内線 39-515）
		課長補佐 飯田（内線 39-516）
	代表：03-5253-8111	直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630

- 「建築設計標準」は、国土交通省が設計者をはじめ、利用者、建築主、審査者、施設管理者に対して、適切な設計情報や配慮事項を提供するバリアフリー設計のガイドラインであり、また、バリアフリー法の具体的な運用を行う際、考慮すべき参考となるようなガイドラインである。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備を推進するため、国土交通省は、学識経験者・障害者団体・施設管理者団体・設計関係団体・地方公共団体等から構成される検討会を設置して検討を行い、車椅子使用者用客室設置の基準見直しの反映、客室モデルのバリエーションの追加、ソフト面の工夫や共用部分の配慮事項の追加等を主な改正内容とする「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)」を、2019年3月末にとりまとめました。

**現状の課題**

- ① 複数の車椅子使用者用客室に対するニーズ
- ② BF客室の稼働率が低い
- ③ BF客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要
- ④ 多様なニーズ(広さ、設備、価格等)に対応した客室が不足
- ⑤ バリアフリーに配慮した一般客室が少ない
- ⑥ 段差解消などの共用部のバリアフリー化やソフト面での対応が必要

**主な改正事項**

- 1 車椅子使用者用客室設置数の基準見直し (2018.10.19公布、2019.9.1施行) の反映**

  - 床面積2,000m<sup>2</sup>以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築する場合には必要な車椅子使用者用客室の設置数を「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正
- 2 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加**

  - ホテル・旅館のバリアフリー化に向けた建築計画の手順・要点の充実
  - 車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し
  - 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子使用者用客室の改修モデルの追加
  - 開き戸又は引き戸の有効幅員等の解説の追加
- 3 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加**

  - 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加
  - ホテル・旅館における共用部分の配慮事項の追加
- 4 新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加**

  - ホテル・旅館の優れた設計事例を選定し、幅広い設計情報等の提供(積極的なバリアフリー対応の取組方法、きめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながるバリアフリー改修、既存建物からの用途変更に伴うバリアフリー改修等)
  - ソフト面も含めたバリアフリー対応が充実されている事例紹介(情報伝達手段、貸し出し等)



# 1 車椅子使用者用客室設置数の基準見直し(2018.10.19公布、2019.9.1施行)の反映

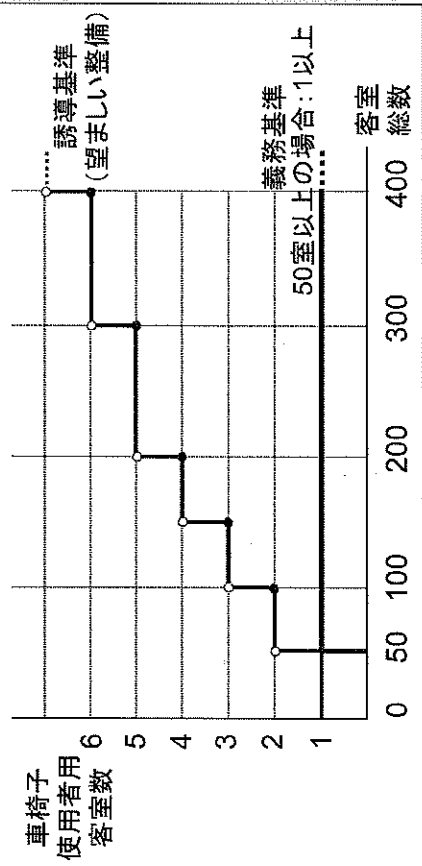
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、急速な高齢化の進行、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加等を受け、ホテル又は旅館を含む建築物の一層のバリアフリー化が求められている。
- これらを踏まえ、床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築に必要となる車椅子使用者用客室の設置数を「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正しており、この基準見直しを追補版に反映した。

## 現行

### 【車椅子使用者用客室の設置数(義務基準)】

- 床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築※1する場合は、1室以上の車椅子使用者用客室を設ける。

※1: 建築とは新築、増築、改築又は用途変更をいう。



- ※車椅子使用者用客室の基準の主な内容
  - ・便所、浴室又はシャワー室(浴室等)を含む出入口幅を80cm以上とすること
  - ・戸を設ける場合には、その前後に段差が無いこと
  - ・車椅子使用者用浴室等及び車椅子使用者用便所については、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること

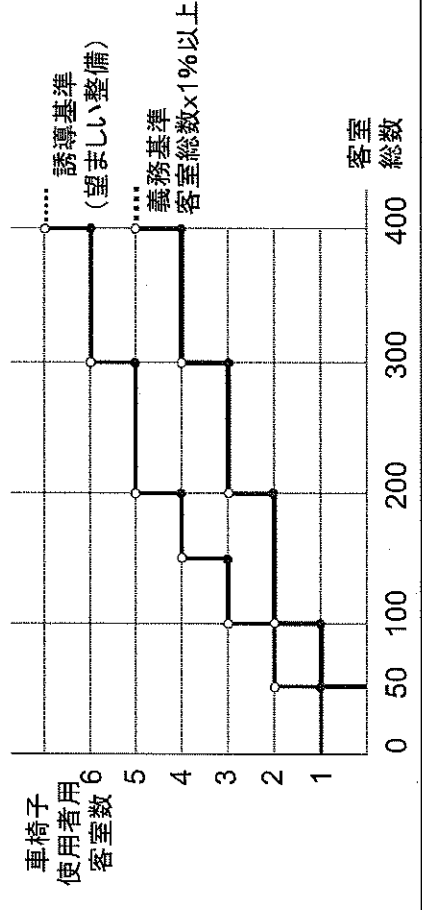
## 改正後

【政令改正後(2019年9月1日施行)】

### 【車椅子使用者用客室の設置数(義務基準)】

- 床面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築※1する場合は、建築する客室総数の1%以上※2の車椅子使用者用客室を設ける。

※1: 建築とは新築、増築、改築又は用途変更をいう。  
 ※2: 1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数



## 2 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルの追加

### 建築計画の考慮すべきポイントの充実

#### 施設全体

- 施設の種類（ホテル/旅館）、利用目的（観光/滞在/ビジネス等）、立地条件（都市/観光地）、規模、工事の内容（新築/改修）等の条件を考慮すること

#### 車椅子使用者用客室

- バリアフリー対応に加え、快適性やデザイン性に配慮した設計上の工夫を行うこと
- 便所、浴室等、水廻り空間のバリアフリー対応の充実（特に車椅子対応）を図ること

#### 一般客室

- 車椅子使用者や視覚障害者、聴覚障害者等、多様な利用者に配慮した一般客室の整備を行うこと

#### 共用部分

- 客室のバリアフリー化と同時に、これに伴い共用部分の適切なバリアフリー整備（段差解消等）を行うこと

#### ソフト面での対応

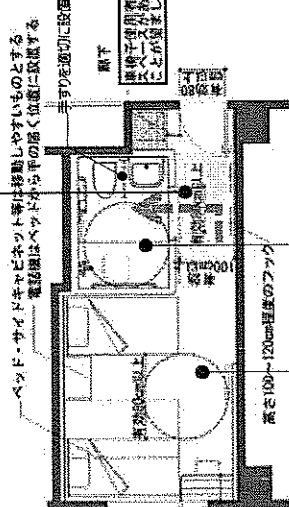
- 多様な利用者が円滑に施設を利用できるよう、施設管理者側がバリアフリーに関する情報提供や人的対応・避難誘導等のソフト面での対応を行うことを考慮した計画とする

#### 改善・改修

- 高齢者、障害者等が利用しやすい客室とするための段差解消の方法や運営しながらの改修実施の方法等を検討すること

### 車椅子使用者用客室 モデル例

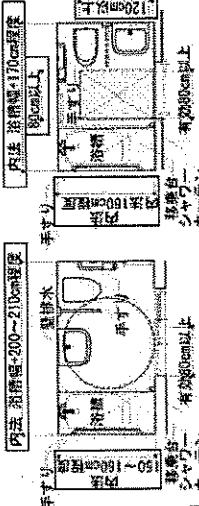
車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等に至る経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は100cm以上とする。



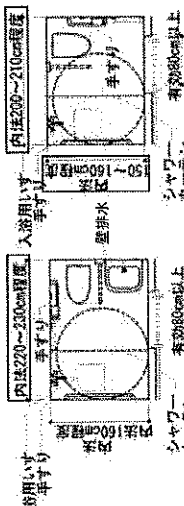
車椅子使用者が360°回転又は180°回転（方向転換）するために必要なスペース（直径150cm以上又は140cm以上x140cm以上）

### 【便所・浴室又はシャワー室のバリエーション例】

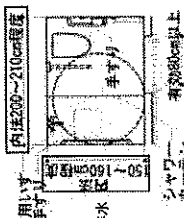
#### ○ 浴槽・洗面所・便所一体タイプ



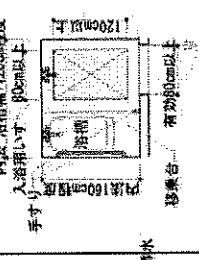
#### ○ シャワー室・洗面所・便所一体タイプ



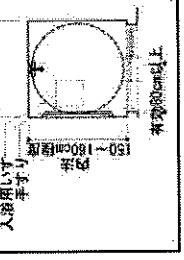
#### ○ シャワー室・便所一体タイプ



#### ○ 洗い場付き浴室タイプ



#### ○ シャワー室独立タイプ

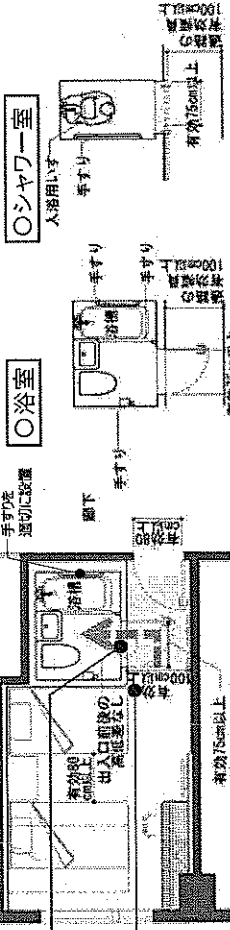


### 一般客室 モデル例

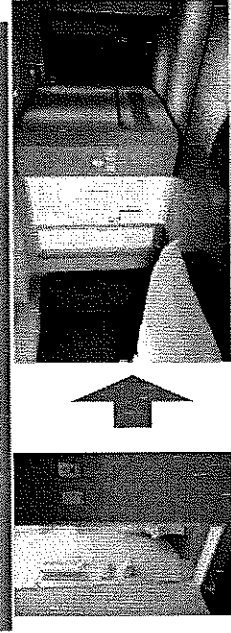
改修等、困難な場合を除き  
原則、75cm以上

車椅子使用者の利用に支障のない、必要な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等に至る経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は100cm以上とする。

### 【浴室又はシャワー室の例】



### 車椅子使用者用客室 改修モデル例



【改善前】段差あり

【改善後】客室内に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くする

● 客室内の便所・浴室又はシャワー室手前に傾斜路を設置する

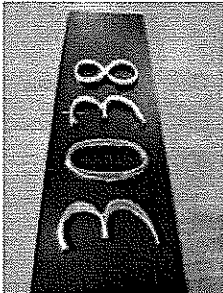
● 客室外の廊下に傾斜路を設置し、客室全体の床を高くする

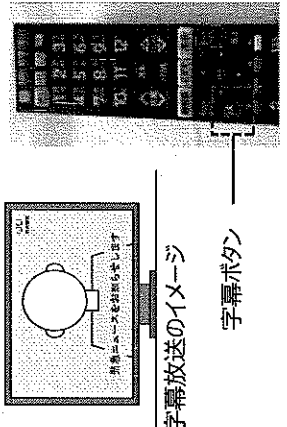
### 3 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加

主な改正内容：整備対象となる客室の明確化、施設管理者、設計者が知っておくべきソフト面の工夫や実例紹介の充実

#### ① 各客室に共通する整備

整備対象：全ての客室

- 浮き彫り文字の室名表示等
 

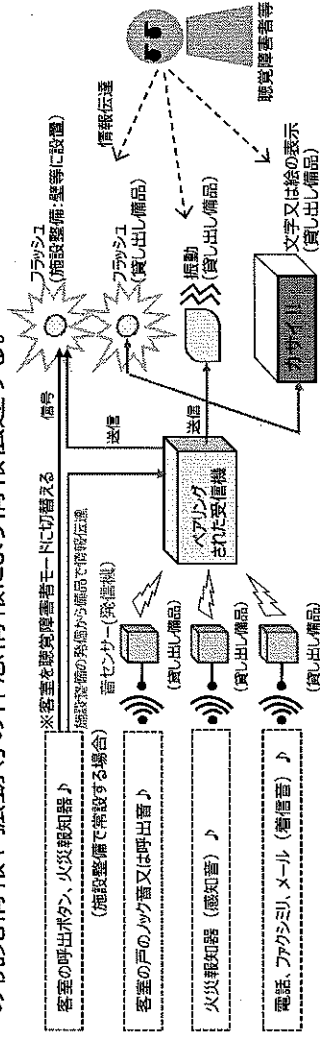
数字と背景の色の組み合わせを工夫した、浮き文字による室番号表示
- 字幕表示が可能なテレビのリモコン
 

字幕放送のイメージ  
字幕ボタン  
テレビリモコンの字幕ボタン例

#### ② ハード・ソフトの両面による情報伝達設備

貸し出し対象：全ての客室

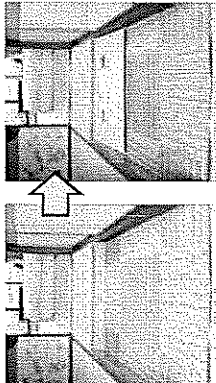
客室ドアのロック又は呼出しや火災報知器、電話・携帯メール等の各箇所に発信機を設置し、感知した情報を受信機が受け取り、フラッシュ光・文字又は絵表示等の視覚情報や振動等の体感情報により情報伝達する。

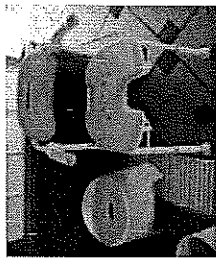



#### ③-1 ソフト面の工夫（情報提供とコミュニケーション）

対象者	必要な人的配置 情報提供とコミュニケーション方法の望ましい例
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者特性やニーズを十分に理解する</li> <li>・積極的な声かけによりコミュニケーションを図る</li> <li>・ビジュアル式(食事)の場合、食べ物の提供サポート等</li> </ul>
高齢者、 肢体不自由者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸し出し車椅子の用意、貸し出し車椅子の全幅、客室の各出入口の有効幅員の把握 等</li> </ul>
視覚・聴覚障害者等 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電・非常時の対応策、情報伝達手段及び避難誘導についての事前説明 等</li> </ul>
視覚障害者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字による利用案内 等</li> </ul>
聴覚障害者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆談ボード等でのコミュニケーション対応 等</li> </ul>
知的・発達・ 精神障害者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆談ボードのほか、絵(図)記号等による支援ボード等でのコミュニケーション対応</li> <li>・食事の提供は、部屋食又は個室対応も配慮 等</li> </ul>

#### ③-2 ソフト面の工夫（備品の対応、貸し出し）

- ・段差解消のための措置きスロープ
 

【設置前】
- ・入浴用椅子
 
- ・入浴台、滑り止めマット
 

【設置後】

#### ④ 情報提供の実施と利用者ニーズの蓄積

ホテル又は旅館のバリアフリー化には、施設等についてのハード面の整備のみならず、施設管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

#### ● 特に重点的に情報提供をすることが望ましい項目

- ・予約時のサービス・情報提供（バリアフリーの施設情報、Web予約システム、複数の連絡手段等）
- ・車椅子使用者用客室・一般客室の部屋数、室面積、間取り図、出入口幅
- ・貸し出し備品（車椅子、入浴備品、情報伝達設備等）、非常時の避難関連
- ・従業員のコミュニケーション手段（外国語対応、筆談・手話対応、メール対応等）

# 4 新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加

- 建築主や設計者等が個々のプロジェクトの企画・設計・施設管理をまとめるに当たり、設計事例を参考に活用できるよう、様々な特徴あるホテル又は旅館について事例調査を行い、建築物全体としてバリアフリー対応の優れた事例を選定し、バリアフリー対応の取組方法、きめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながるバリアフリー改修等について、「設計事例集」にとりまとめた。
- 建築物の一部分のバリアフリー対応がなされている設計事例は、設計標準の各項目において掲載している。

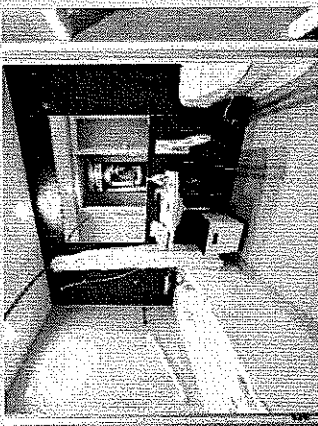
## 設計事例集

バリアフリー対応の共用空間や洗練され、落ち着いたデザインのアクセシブルルーム（車椅子使用者用客室）を提供するホテル

【ダイワロイネットホテル銀座（2015年新築）】



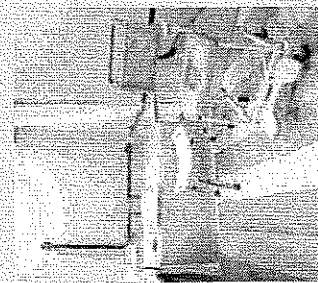
車椅子使用者用客室内部



便所・浴室一体タイプ（壁仕上：タイル張り）

ハード面とソフト面（貸し出し、有資格者の配置等）を兼ね備えたユニバーサルサービスの充実を図った、京都駅直結型シティホテル

【ホテルグランヴィア京都（1997年竣工・2007～9年改修・2017年～20年改修）】



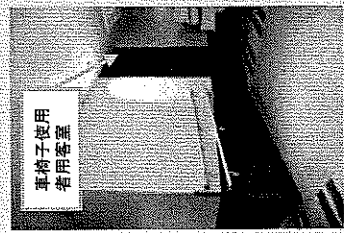
貸出し備品（バスボード、シャワーチェア、屋内信号装置等）



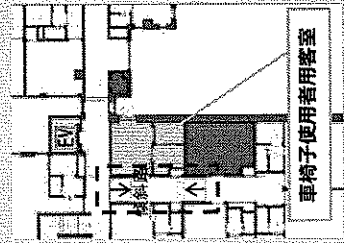
フロント・カウンター

既存事務所ビルからの用途変更に伴い、車椅子使用者客室を整備したホテル

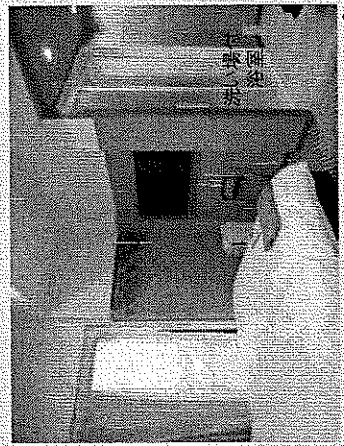
【RAKURO京都（1986年・1990年竣工→2018年改修）】



車椅子使用者用客室



車椅子使用者用客室



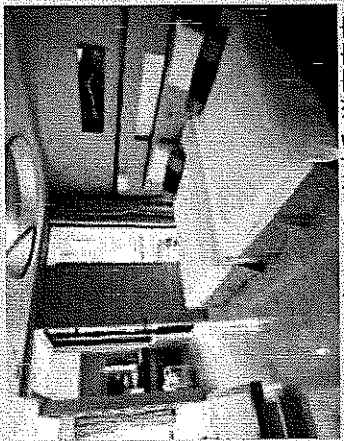
洗い場付き浴室タイプ

（便所・脱衣室内で回転スベース確保）

共用廊下のスロープ設置により段差解消（車椅子使用者用客室内のフラット化）

複数回にわたる改修により、客室及び共用部のバリアフリー化を図った和風旅館

【ホテル はつはな（1993年竣工→2005年等改修）】



ビューバス付き和洋室客室



移乗台・手すりがある浴室（ひのき風呂付和洋室客室）

平成 31 年 4 月 12 日  
総合政策局安心生活政策課

## バリアフリー基本構想等の作成に関するガイドラインを作成しました！！ ～地方公共団体による移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想の作成を促進～

平成 20 年に作成（平成 28 年改訂）した「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」及び平成 30 年 10 月に作成した「移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル」を 1 つに統合するとともに、内容の見直し及び拡充を図り、新たにガイドラインとして作成しました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づく基本構想制度における課題に対応するため、平成 30 年 11 月より施行された改正バリアフリー法において、移動等円滑化促進方針<sup>※1</sup>（以下「マスタープラン」という。）制度を創設するとともに、おおむね 5 年ごとにマスタープランや基本構想<sup>※2</sup>を見直す規定や、都道府県の関与を強化する規定、マスタープラン制度において地区内の公共交通事業者及び道路管理者からの施設設置に係る届出制度を設けることとしたところです。

また、平成 30 年度に開催した学識経験者や障害当事者、交通事業者による「基本構想等に関する検討会」（別紙 2）において、基本構想の見直し方法や都道府県が効率的・効果的な関与を行う際のポイントの整理、施設間連携による一体的なバリアフリー化の事例収集等を行いました。

これらを踏まえ、既存の基本構想及びマスタープランに関するガイドブック及びマニュアルを 1 つに統合するとともに、内容の見直し及び拡充を図り、今般「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」として新たに作成しました。

※1 移動等円滑化促進方針…市町村が、移動等円滑化促進地区について作成するバリアフリー化の促進に関する方針のこと

※2 基本構想…市町村が、重点整備地区について作成するバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想のこと

### 【ガイドラインの主なポイント】（別紙 1）

- 市町村がマスタープランを新規に作成しようとする場合に参考となる、作成手順の流れや各段階におけるポイントを追加
- 市町村がマスタープラン・基本構想の評価・見直しを行う際のポイントや好事例を追加
- 都道府県が効率的・効果的な関与を行う際に参考となる市町村の意見や事例を追加
- 施設間で連携し、一体的にバリアフリー化を行った事例を追加

### 【移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの公表ページ】

国土交通省の以下のページにて公表しています。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html)

### <問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 杉野、松山  
TEL：03-5253-8111（内線 24-215、25-506）  
FAX：03-5253-1552

平成 31 年 4 月  
東京都都市整備局

建築物バリアフリー条例の改正概要（平成 31 年 3 月 29 日改正）

1 対象

新築、増築、改築又は用途変更部分の床面積の合計が 1, 000㎡以上の建築物における一般客室

2 共用部の基準

各客室までの経路に階段又は段を設けない。

3 一般客室内の基準

- (1) 一般客室の出入口幅は 80 cm 以上
- (2) 一般客室内の便所及び浴室等の出入口幅は 70 cm 以上
- (3) 一般客室内に階段又は段を設けない。

4 努力義務規定

一般客室内の便所及び浴室等の出入口幅は 75 cm 以上

施行日：平成 31 年 9 月 1 日

# 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

別紙1

- 市町村がバリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、既に作成済みの基本構想を見直す場合に活用できる「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を平成20年に作成(平成28年改訂)。
- 平成30年11月一部施行の改正バリアフリー法において創設された移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を市町村が作成しようとする場合に活用できる「移動等円滑化促進方針作成に関するマニュアル」を同年10月に作成。
- 今般、両者を1つに統合するとともに、内容の見直し及び拡充を図り、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」として新たに作成※。

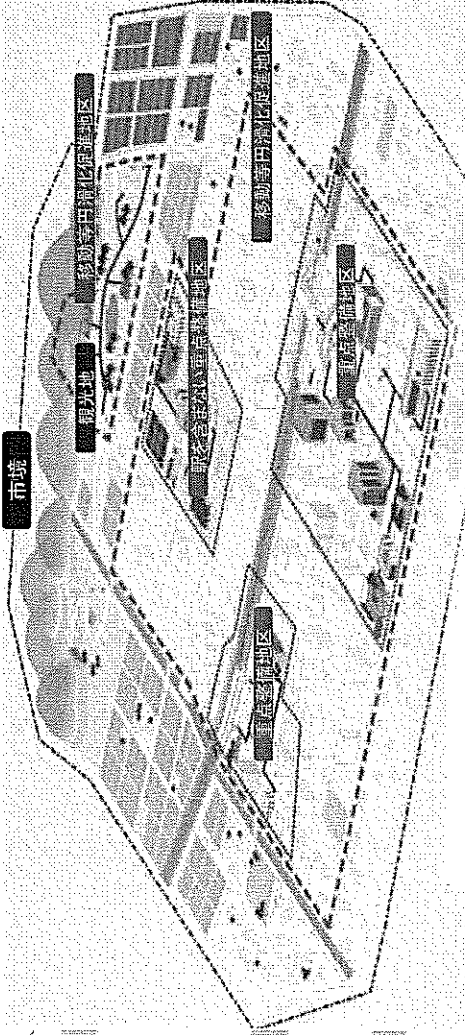
※ガイドラインの作成にあたり、学識経験者、障害当事者等(別紙2)で構成した検討会を3回実施。(委員長:高橋教授(東洋大))

## ガイドラインの主なポイント

- 市町村がマスタープランを新規に作成する場合に参考となる作成手順の流れや各段階におけるポイントを追加  
改正バリアフリー法に新たに規定された移動等円滑化促進方針制度の概要及び作成による効果等を掲載
- 市町村がマスタープランや基本構想の評価・見直しを行う際のポイントや好事例を追加  
アンケート調査結果や基本構想に位置づけた事業の進捗状況を踏まえて、記載内容を見直した事例等を追加
- 都道府県が効率的・効果的な関与を行う際に参考となる市町村の意見や事例を追加  
基本構想の作成経費に対する補助の取組や基本構想作成に関するセミナー開催の取組等を掲載
- 施設間で連携し、一体的にバリアフリー化を行った事例を追加  
行政と鉄道事業者の連携による駅前・公園・バスターミナルの歩道における勾配の改善等の取組事例を掲載

## 目次

- 第1章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
- 第2章 ガイドラインの概要
- 第3章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって
- 第4章 移動等円滑化促進方針の作成
- 第5章 移動等円滑化促進方針の評価・見直し
- 第6章 バリアフリー基本構想の作成
- 第7章 バリアフリー基本構想の評価・見直し
- 第8章 特定事業計画の作成



＜マスタープラン・基本構想のイメージ図＞

都内各特定行政庁建築主務部長 殿

東京都都市整備局  
市街地建築部長 青柳 一彦

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の  
一部を改正する条例の施行について（技術的助言）

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年東京都条例第 49 号）（以下「条例」という。）が、平成 31 年 3 月 29 日に公布され、規定の整備に係る改正を除き、同年 9 月 1 日より施行されることとなりました。

当該改正規定の運用について、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記の通り通知します。

なお、都内の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1 条例改正の概要について

これまで、ホテル又は旅館の客室については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第 15 条に基づく、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）のみの規制であった。

今回の条例改正により、規制の無かった車椅子使用者用客室以外の客室（以下「一般客室」という。）について、条例第 11 条の 2 を新設し、バリアフリーの義務基準を設けることで、今後の超高齢社会を見据え、高齢者や障害者など、より多くの人が利川しやすい宿泊環境を整えることとしたものである。

2 条例の運用上の留意点について

(1) 客室の用語の定義について

① 車椅子使用者用客室

令第 15 条に基づく、車椅子使用者が円滑に利用できる客室で、令第 18 条に基づき、不特定多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室、いわゆる「利用居室」に該当する。



② 一般客室

車椅子使用者用客室以外の客室をいい、不特定少数の者が利用する居室のため「利用居室」には該当しない。

(2) 対象施設について（条例第11条の2第1項）

床面積の合計1,000㎡以上のホテル又は旅館について「新築」、「増築」、「改築」又は「用途変更」をする場合を対象とする。

ただし、下記の施設は、対象から除外する。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第四号に規定する営業の用に供する施設（俗称「ラブホテル」）
- ・ 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設

床面積の合計1,000㎡以上の考え方は、増築、改築又は用途変更をする部分が1,000㎡以上とし、既存部分の面積は含まない。例えば、既存部分が1,500㎡のホテルに800㎡の増築を計画した場合は、増築部分が1,000㎡未満のため対象外となる。

既存部分は、令第22条及び条例第12条に基づき遡及適用されない。

(3) 宿泊者特定経路について（条例第11条の2第1項）

車椅子使用者用客室は、「利用居室」であり、令第18条に基づき、道等、車椅子使用者用駐車場及び車椅子使用者用便房から車椅子使用者用客室までの経路を「移動等円滑化経路」にしなければならない。

「宿泊者特定経路」は、車椅子使用者用客室だけでなく、全ての一般客室に至るまで、階段又は段を設けないことを規定した。宿泊者特定経路に規定するのは、移動等円滑化経路の規定のうち、段差の禁止のみとしたが、図1のとおり、一般客室までの共用部分は、不特定多数の者が利用するため、令第11条から17条及び条例第6条から第9条の「一般基準」に該当させなければならない。

これは、高齢者、車椅子使用者、キャリーバッグを引いた旅行者及びベビーカーを使用する宿泊者等に対して、全ての客室まで、経路上の段差を禁止することで、円滑な移動が可能となるように定めるものである。

また、車椅子使用者やキャリーバッグを引いた旅行者は車での利用が多いことから駐車場からの経路も対象としている。これにより、道等及び車椅子使用者用駐車場から全ての客室まで段差が解消され、円滑な移動が可能となる。

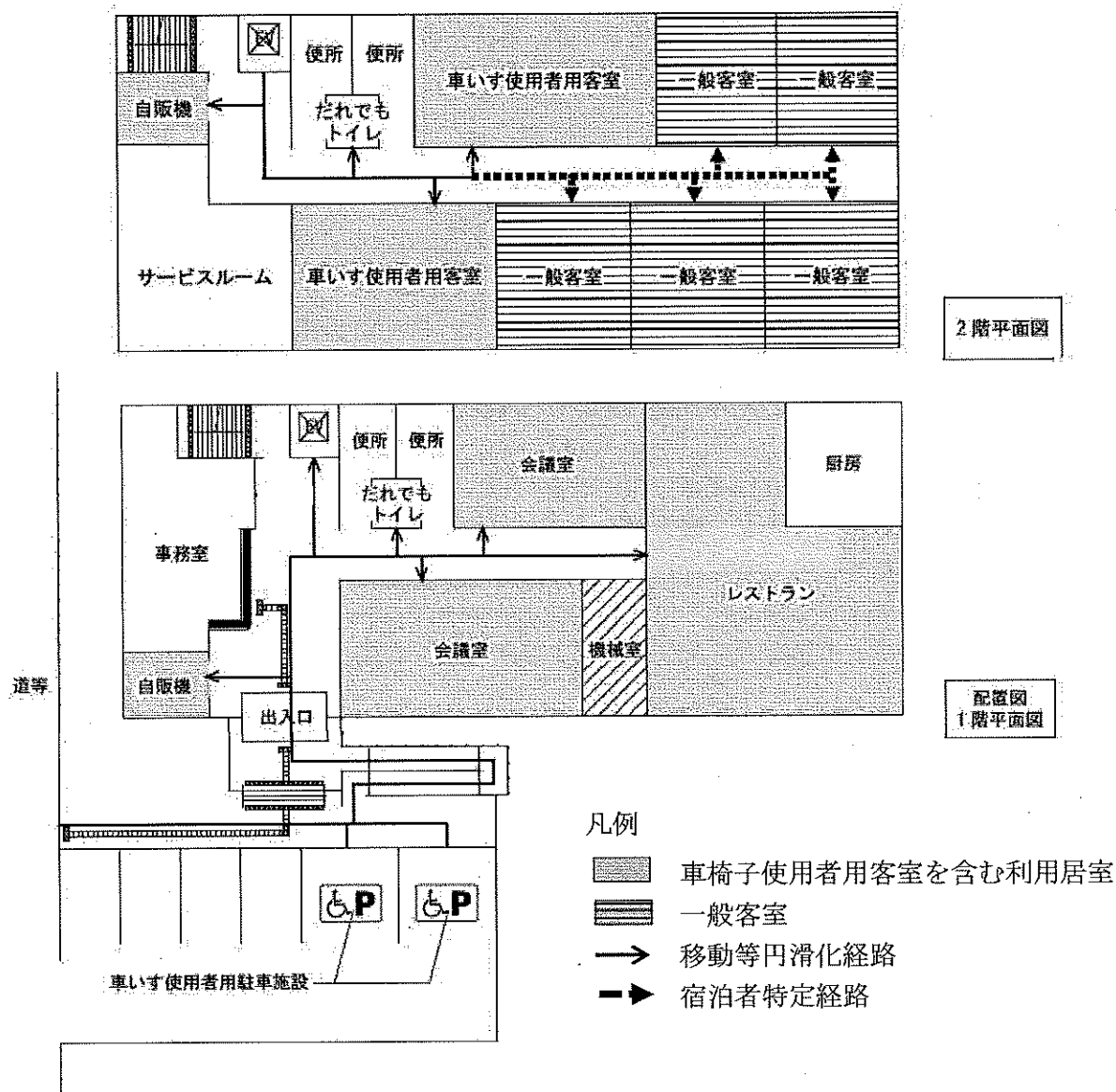


図1

(2)において、既存遡及について示したが、増築部分が既存建物を経由し、宿泊者特定経路を構成する場合は、条例第12条第二号及び第六号に基づき当該既存部分も段差の解消が必要となるので留意されたい。移動等円滑化経路も同様である。

また、建物の構造上の問題で段差が発生してしまう場合又は避難階以外の階に客室を設ける場合は、条例第11条の共同住宅の特定経路の基準と同等の傾斜路やエレベーター、段差解消機を設置することで、階段又は段の解消が可能となる。

(4) 一般客室内の基準について（条例第11条の2第2項）

一般客室内の基準の適用については、和室部分は除くものとする。和室部分とは、「畳を中心とした一体の室」のことをいい、考え方は、靴を脱ぎ、框をあがった部分から先に畳がある場合で框から先を一体の室とする。ただし、図2のような和洋室では、客室入口から洋室部分へ行き来できる場合、当該洋室部分は、基準適用の対象となる。なお、和室の奥にある縁側等、板張りの廊下は基準適用の対象外となる。

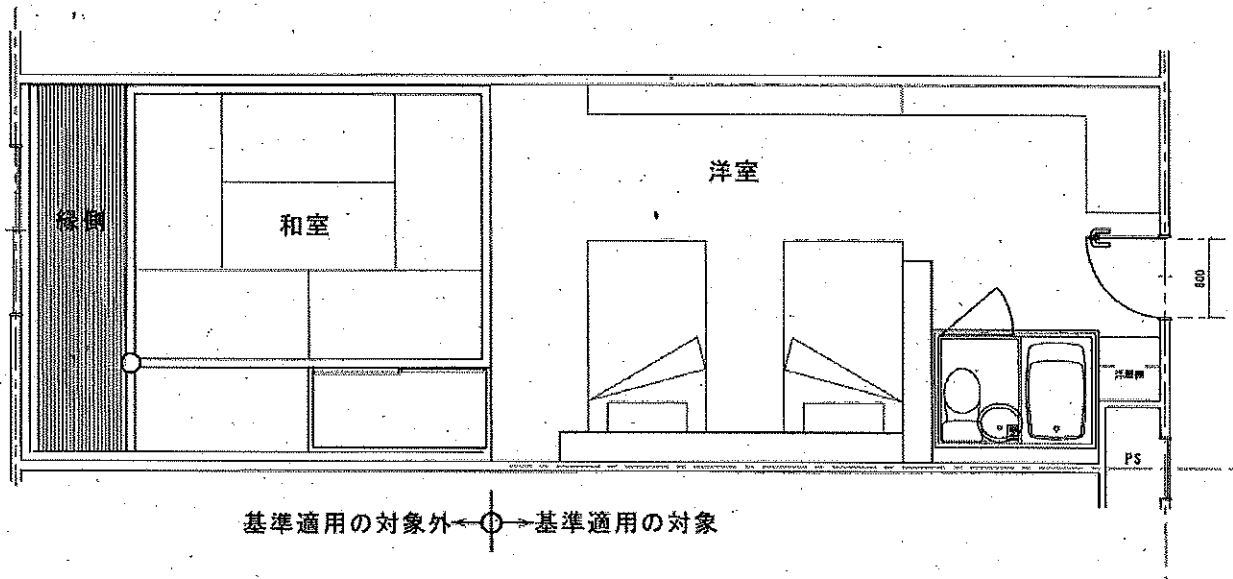


図2

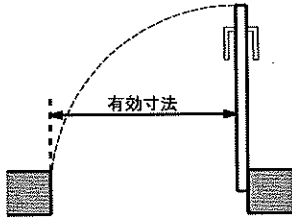
① 出入口の幅について（条例第11条の2第2項第一号）

一般客室の出入口幅の寸法は、有効寸法をいう。つまり、次頁の図3のとおり枠から枠の幅ではなく、扉を開放したときの有効幅をいう。

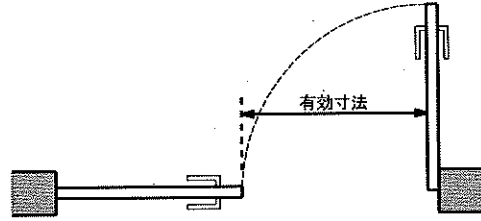
「開き戸」の場合は、扉厚を含めずに実際に扉を90度開けたときの建具の内法幅、「引き戸」の場合は引き残しを含めずに建具の内法幅で80cm以上の確保が必要となる。

なお、参考として、車椅子使用者用客室は、条例第10条第一号イに基づき、移動等円滑化経路を構成する出入口に該当するため、出入口の扉の幅は85cm以上としなければならない。

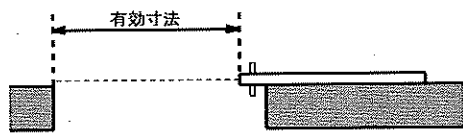
片開き戸



両開き戸



片引き戸



両引き戸

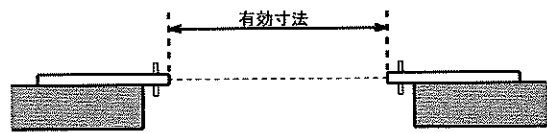
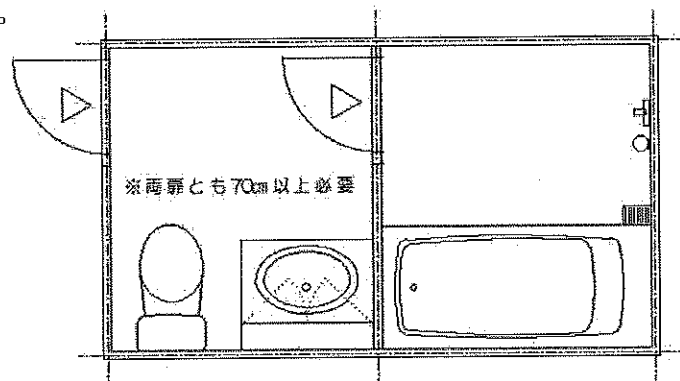


図3

② 便所及び浴室等の扉幅について（条例第11条の2第2項第二号）

一般客室内の一の便所及び浴室等の扉幅70cm以上を規定している。なお、扉の幅については①と同様に有効幅となる。ただし、両開き戸は、施錠の方法等により、車椅子使用者でも円滑に開閉できるものは、両側の扉を解放した状態で有効をとってもよい（例えば、フランス落とし錠のような障害者が開錠に苦慮するものは対象外）。一の便所及び浴室等とは、一の客室内に複数の便所又は浴室がある場合は一以上について、当該扉幅が必要となる。

浴室等とは、ユニットバス、洗い場付き浴室及びシャワー室も含まれる。図4のように、ユニットバスではなく、便所及び浴室が独立しているものの、便所を介して浴室につながっている場合は、便所及び浴室の両扉とも有効幅として70cm以上必要となる。



△ : 70 cm以上必要な扉

図4

また、図5のように、便所を介して、洗い場付き浴室とシャワー室が備えられているなど、浴室の機能が2か所ある場合は、便所への扉は有効幅70cm以上が必要であるが、浴室等については、一以上の規定なので、浴室かシャワー室のどちらかを有効幅70cm以上確保すれば良い。

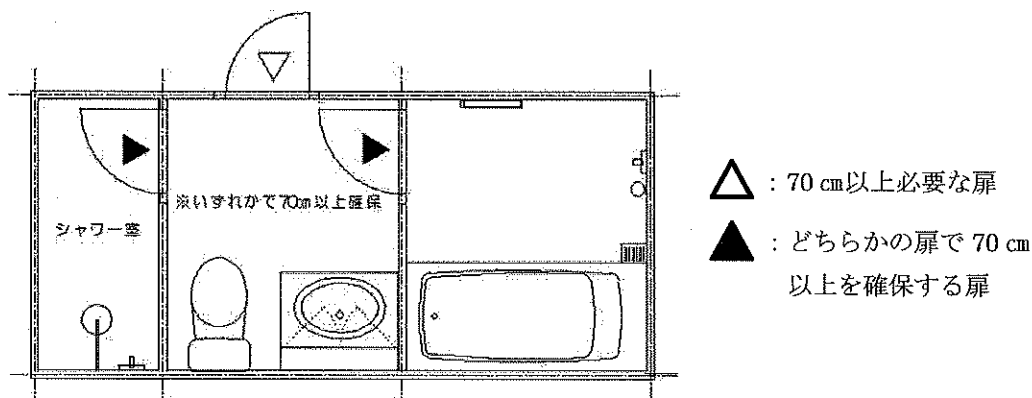
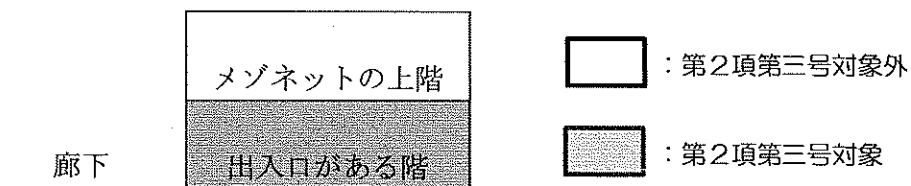


図5

③ 客室内の段差の禁止について（条例第11条の2第2項第三号）

客室までの経路と同様、一般客室内も階段又は段を設けてはならないとした。ただし、下記の部分は除くこととした。

イ 一の客室内がメゾネット型の場合、客室の出入口がある階から上階又は下階との間の上下の移動に係る部分を段差の禁止対象から除き階段を可とした。この部分を除いたことから、その先の上階又は下階も対象から除いている。



ロ 一般客室内に階段又は段の部分があっても1/12以下の傾斜路を併設すれば良いとする規定である。なお、条例では、傾斜路の幅について、規定はしていないが、車椅子も円滑に利用できる幅を確保する必要がある。

ハ 浴室等は、防水上の観点から一般的に客室部分との間に2cm程度の段差が必要となることから、それを許容する規定である。

(5) 努力基準について（条例第11条の2第3項）

同条第2項第二号で浴室等の出入口幅は70cm以上との義務基準を規定したが、広

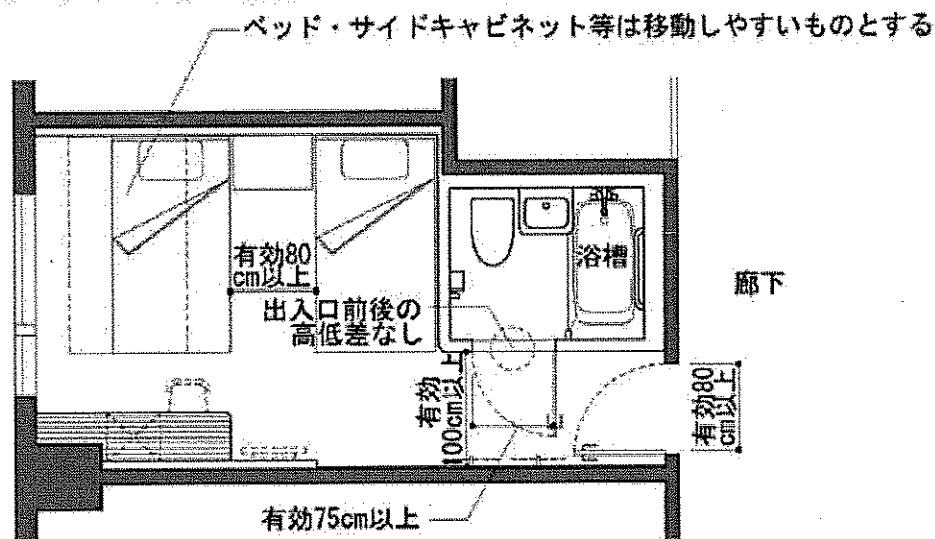
い客室で浴室等も広く幅の広い扉も設置できる場合は、75 cm以上の出入口幅を確保することが望ましいことを示した。現在、国の定める「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「設計標準」という。）の見直しが行われ、新たな設計標準では、浴室等の出入口幅は、JIS 基準に基づく全幅70 cmの車椅子であっても通過可能な幅員とする主旨から、こぎ手等の必要な最小余裕幅を見込み望ましい基準として75 cm以上と記載された。そのため、都としても、浴室等の出入口幅70 cm以上の義務基準に上乘せして、より円滑な利用ができるよう設計標準と整合を図り努力義務として75 cm以上を規定した。

(6) その他

条例第11条の2第2項第一号で、客室の出入口幅を80 cm以上と規定したことにより、客室内の通路幅も一般的に一定程度の空間確保がなされることが考えられることから、通路幅については規定しないこととした。ただし、一般客室をより円滑に利用するためには、客室内の空間確保が重要であり、客室の出入口扉からベッド等へ至る経路のうち、特に狭くなりがちな便所又は浴室等の前の部分も十分な幅を確保することが望ましい。

なお、設計標準では、図6のように、便所又は浴室等の出入口に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所又は浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は100 cm以上が望ましいとされており、客室内の通路の計画に当たっては、車椅子使用者の利用に支障のないよう配慮する必要がある。

<一般客室（ツインルーム）の例>



(「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）

図6



**横浜市**  
City of Yokohama



読み上げ



Language



サイトマップ



よくある質問



コールセンター

カスタム検索



暮らし・総合

戸籍・住民票などの手続き



観光・イベント

文化・芸術・スポーツなど



事業者向け情報

入札情報、産業振興など



市の情報・計画

市の施策・取組

防災・救急・防犯 住まい・暮らし 戸籍・税・保険 子育て・教育 健康・医療 福祉・介護 市民協働・学び まちづくり・環境

トップページ > 暮らし・総合 > 福祉・介護 > 福祉のまちづくり > 施設整備基準 > 施設整備マニュアル >  
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】を一部改正しました

## 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】を一部改正しました

最終更新日 2018年12月25日

印刷する

本市では、高齢者や障害者だけでなく、横浜に関わる全ての人にやさしいまちづくりを進めるため、「横浜市福祉のまちづくり条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」に基づき、バリアフリーの基準を定めています。このたび、平成30年12月25日に、条例及び規則の解説を掲載している「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】」の一部改正をしました。改正したページのみをまとめたものを、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】増補版」として、本ページに掲載するほか、市役所1階市民情報センターで施設整備マニュアルを購入いただいた方には、増補版もお付けしてお渡します。

### 改正の趣旨

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、国土交通省は「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づくバリアフリー設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成28年度末に改正しました。

「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】」においても、建築設計標準における基準やそれに関する表記との整合性を図ること、また、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組内容を市民や事業者に周知し、広く展開していくことを目的として、改正を行いました。

### 改正案のポイント

建築設計標準の改正で示された、施設整備マニュアルの「便所」や「ホテル又は旅館の客室」等の項目を中心に改正をしました。その他、運用上追加した方が望ましい内容、福祉のまちづくり推進会議や専門委員会で指摘を受けた内容等の改正を行いました。

### 整備項目ごとの主な改正内容

#### 便所

男女共用の必要性、多機能トイレ（※）への利用者集中を解消するための設備の適切な配置を紹介

- 異性介助による便所利用の場合などに配慮し、男女が共用できる位置に車いす使用者用トイレを設けること、また、男女が共用できる位置に設けたトイレには大きめのシートを設けることを望ましい整備として追加する等をコラムで紹介しました。
- 多機能トイレへの利用者集中を解消する設計上の配慮の具体例、施設全体でのトイレの機能分散及び案内表示のポイントをコラムで紹介しました。

（※多機能トイレ【車いす使用者用トイレに乳幼児用設備やオストメイト用設備等が設置されているトイレ】を否定しているわけではなく、利用者が多い施設等、多機能トイレへ利用者が集中する可能性の高い施設では、機能分散を考慮した設計を検討するよう勤めています。）

#### 浴室、シャワー室又は更衣室

実際の利用をより詳細に想定した上での図の変更と配慮ポイントの追加



先頭に戻る

- 高齢者、障害者が実際に利用する際のシチュエーションをより詳細に想定した上で図を変更したほか、設備等の設置や仕様についての配慮ポイントをより丁寧な内容にしました。

- 入浴の際に使用する福祉用具をコラムで紹介しました。

## ホテル又は旅館の客室

### 一般客室のバリアフリー化の重要性を追加

- 国内外からの旅行者の利用増加を見込み、車いす利用者用客室だけでなく一般客室のバリアフリー化の重要性についてコラムで紹介しました。また、建築物のハードの対応と合わせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的対応）の充実についても言及しています。

## 客席及び舞台

### 休憩スペースや区画された観覧室の紹介、サイトライン（可視線）の重要性を紹介

- 乳幼児連れや障害によって配慮が必要な人に対し、休憩スペースや区画された観覧室の必要性を利用者の声として紹介しました。
- サイトライン（可視線。客席・観覧席の各々の人が前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、視野の眼界線）の確保の重要性についてコラムで紹介しました。

## その他

### 障害者差別解消法、設計段階での障害当事者等の参加についてコラムで紹介

- 平成28年4月に施行された障害者差別解消法を紹介しました。
- 建築物の計画・設計への高齢者、障害者等の参加の重要性について紹介しました。

## 施設整備マニュアルデータ

- [横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】増補版（PDF：16,162KB）](#)（※改正ページのみ抜粋）
- [横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】（1/2）（PDF：20,268KB）](#)
- [横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】（2/2）（PDF：18,748KB）](#)（※全体版。現行のマニュアルに改正内容を反映しています。データの容量が大きいため、2つのファイルに分割しています。）

## 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】増補版の配布について

市役所1階市民情報センターで販売する際には、増補版をお付けしてお渡します。  
増補版のみの販売は行いませんので、直接健康福祉局、建築局にお問い合わせください。

## 関連リンク

- [横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】改正案に関する市民意見公募を実施します（※意見公募画面へのリンク【既に意見公募は終了しています】）](#)
- [横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】改正案に関する市民意見公募を実施結果について（※結果公示画面へのリンク）](#)
- [横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルのダウンロード](#)

## ご不明な点についてのお問い合わせは

- 横浜市健康福祉局福祉保健課 045-671-2387
- 横浜市建築局建築企画課 045-671-2933

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe  
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

## このページへのお問合せ

健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課

電話：045-671-4044 ファクス：045-664-3622



先頭に戻る



[< 前のページに戻る](#)

ページID : 825-412-579

### 施設整備マニュアルのページ一覧

#### 各区役所のページへ

青葉区	旭区	泉区	磯子区	神奈川区	金沢区	港南区	港北区	栄区
瀬谷区	都筑区	鶴見区	戸塚区	中区	西区	保土ヶ谷区	緑区	南区

#### 横浜市コールセンター

午前8時から午後9時まで（年中無休）

横浜市コールセンター  
電話番号：045-664-2525

[Q&Aよくある質問集で調べる](#)

#### 横浜市役所

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
法人番号：3000020141003

[所在地案内](#)

#### 開庁時間

祝日・休日・12月29日から1月3日を除く、  
月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで

[当サイトについて](#)

[市民からの提案](#)

[ウェブサイトに関するご意見等](#)

[横浜市ソーシャルメディア](#)

©横浜市



[先頭に戻る](#)

## 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」について

平成 29 年 4 月  
内閣オリパラ事務局

### 1. 経緯及び趣旨

- 障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる 2020 年パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会。この機を逃さず、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現するとともに国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開する。
- このため、昨年 2 月、オリパラ担当大臣を議長とするユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議を設置し、様々な障害者団体（18 団体）等の参画を得て、共生社会の実現に向けた施策を総合的に検討。（障害者団体の参画する分科会を計 12 回開催）
- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」）を決定するに当たり、同連絡会議を関係閣僚会議に格上げし、障害者団体の出席を得て、2 月 20 日に、第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議を開催。行動計画の主なポイントは以下の通り。

### 2. 行動計画の主なポイント

#### (1) 政策立案段階からの障害者参画

障害者に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること。

#### (2) 主な施策

##### <ユニバーサルデザインの街づくり分野>

- 1) 平成 29 年度中に交通バリアフリー基準（省令）・ガイドラインを改正  
(検討項目例)
  - ・エレベーターの大きさ
  - ・車椅子利用者等の移動経路の複数化

2) 平成 28 年度中にホテル等の建築物に係る設計標準を改正  
(検討項目例)

- ・ ビジネスホテル等の一般客室のバリアフリー化
- ・ 既存のホテルの改修によるバリアフリー客室の整備手法
- ・ 個別機能トイレの分散配置の促進

※ユニバーサルデザインの街づくりについて、バリアフリー法を含む関係制度の見直しに向け、国土交通省において検討を開始

<心のバリアフリー分野>

1) 2020 年度からの学習指導要領改訂を通じ、すべての子供達に  
「心のバリアフリー」を指導

(検討項目例)

- ・ 音楽、体育等各教科や特別活動等の教科書へ反映
- ・ 免許状更新講習等に反映し、教員を育成
- ・ 様々な教科で、障害のある人との共同学習等を実施
- ・ 街なかで車椅子の方や視覚障害者の方に積極的に声がけし手助けすることができる力を育成

2) 平成 29 年度以降、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）  
における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及

(検討項目例)

- ・ これまで事業者ごとでばらつきのあった乗降時や乗車券購入時のサポートのあり方の共通化

3) 全国で障害者等を支援する意思を持つ人々が統一のマークを着用  
して、ボランティア文化を醸成

(検討項目例)

- ・ 民間活力を活用した持続的な仕組を構築

3. 2020 年に向けた実行性担保のための継続的な方策について

2020 年にこれら施策が確実に実現されるよう、障害当事者等を過半とする評価会議を毎年開催し、関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保。

